

シェアリングレター

「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています

< 編集発行 >

公認会計士 林 光 行 事務所
 税 理 士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットヒル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
<http://www.share.gr.jp/>

第58号

2019年10月

みどりの指

大好きな童話『みどりのゆび』では、少年チトが学校で居眠りして、先生から「あなたのお子さんは、ほかのお子さんと同じではありませんので、私どもではお預かりできません」と手紙を持たされ、家に帰ります。それ以来、家族中が心配病（病名：他の子と同じではない！）にとりつかれます。街のサイレンまでも、「お～お～な～あ～じ～ではない！」と響きます。

自分が周囲の人と違っている。そうならないよう、多くの人が「普通」でいるために、「人並」の生活のために懸命です。私の事務所近くの有名進学塾では、毎夜遅くまで子を迎える親たちの自家用車で溢れます。あの親も子も、懸命に生きる一人なのかもしれません。

「没個性」は避けたい。でも、自分が「普通」でなくなることは、もっと避けたい。多くの人が、無意識に、自分は障がい者ではない、性的少数者ではない、自分はホームレスにはならない…。そして周囲の空気を読んで、人から笑われないように生きています。

そんな風に、他人と「同じ」ように生きようとして、知らない間に、「安全圏」だと思い込んで狭い世界に、自身を閉じ込めてしまっていないでしょうか。

所長 林 光 行
 レオ・バスカリアは、余命幾許もないと知った85歳の（恐らくはマトモに生きてきた）老人の一文を紹介しています（著書『自分らしさを愛せますか』）。

「もし、もう一度生涯をやりなおせるなら、この次はもっともっと失敗しよう。完全な人間になろうなどはするまい ◇この次に生きるときには、もっとリラックスして、もっとクレイジーになろう ◇豆ばかり食べずに、たっぷりアイスクリームを食べよう」

年甲斐もなくアイスクリームを頬張って人様に笑われても、ちゃんと生きてゆけます。受験に失敗しても、少々仕事に失敗しても、多くの人は、その後幸せに生きています。人に笑われても構わない。先の老人は、「こんど生まれたら、現実のトラブルだけを問題にして、絵空事を心配するのはやめよう」と続けています。

後にチトは、珍しい「みどりの指」を持っていることが分かり、その指で素敵な奇跡を起こします。チトほどでなくても、人にはその人にしかない特長があります。お互いが自分の特長＝個性をオープンに認め合い、さらに、お互いの違いを愉しみ合えるなら、人生は随分と穏やかに、そして豊かになるだろうと思います。

～ CONTENTS ～

10月 - 3月の 税 務

○ 交流 第49回 株式会社アイ・ティ・オー・ジャパン…	2	10月 1日	消費税率改定(8%→10%)
○ 経営倶楽部「レクチャー・トレーニング」……	4	10月 31日	8月決算法人の確定申告期限
○ KS経営研究会「何回あるねん！人生の転機」…	6	11月 10日	10月分源泉所得税の納付期限(以降毎月10日)
○ 「消費税率の引き上げ」……	8	12月 2日	9月決算法人の確定申告期限
○ 「民法（相続法）の改正」……	9	1月 6日	10月決算法人の確定申告期限
○ 「働き方改革」……	10	1月 21日	納期の特例の源泉所得税の納付期限
○ 「憲法勉強会に寄せて」……	12	1月 31日	11月決算法人の確定申告期限
○ 寄稿 ～「日韓問題を考える」……	14		支払調書・法定調書合計表の提出期限
○ 寄稿 ～「際立つ対中対韓外交の差」……	15		給与支払報告書の提出期限（各市町村）
○ 寄稿 ～「大阪寄りのパリから」……	16		償却資産税の申告期限（各市町村）
○ 寄稿 ～「組織風土診断その後」……	17	2月 28日	12月決算法人の確定申告期限
○ ひと「昆虫少年+文学青年=実務書の編集者？」…	18	3月 16日	平成31年分所得税、贈与税の確定申告期限
○ 「自由」の桎梏 ……	21	3月 31日	1月決算法人の確定申告期限
○ 読者の皆様からのお便り ……	22		平成31年分個人消費税等の確定申告期限

第49回 交流



今回は、設立48期を迎えられたメンズウェアの企画・製造・販売をなさっている株式会社アイ・ティ・オー^{やすみち}ジャパンの代表取締役の伊藤裕教会長にお話を伺いました。

伊藤会長は84歳になられるのに、スラリとしておしゃれでとてもやさしい方です。私どもは平成26年から関与させて頂いております。（税理士・中小企業診断士 前田有太可）

-- 会長のご出身は？

「昭和10年、広島で8人兄弟の末っ子として生まれ、可愛がられて育ちました。中学1年で身長はすでに178cmあり、高校では182cmになっていました。」

-- 当時としては珍しい身長ですね。

「そうですね。広島は野球が盛んで、小さい頃から野球に熱中していました。高校は野球部に入ったのですが、この身長ですから目立ちますし、陸上部の子より足が速かったものですから、陸上部に引っ張られました。」

★陸上選手からプロ野球選手に★

-- 陸上部では何を？

「高校では棒高跳びが主力で、大学では十種競技です。十種競技は陸上競技の王様と呼ばれ、100m走、走幅跳、砲丸投、走高跳、400m走、110mハードル、円盤投、棒高跳、やり投、1500m走を二日間で行うものです。これはほんとにきつかった。大学は明治大学に行ったのですが、その陸上部が不祥事を起こして解散。そこから野球部に入りました。身体能力が高かったせいか、プロ野球のスカウトから声をかけられ、“テストをするから来い”と。」

-- それは、すごいことですね。どこの球団ですか？

「高橋球団(ユニオンズ)といって、今のロッテの前身ですね。キャッチャー以外何でもやりました。足が速かったので……。当時リーグは8チームが6チームにまとめられていきました。そのこともあって、プロは1年くらいで退団し、球団の紹介で昭和34年に日産の子会社に行きました。」

★兄から商売の手伝いに呼ばれる★

「一年半ほどたって、兄から大阪に来て商売を手伝えと言われまして。昭和35年です。兄は大阪駅前ビルが建つ前のドヤ街で、社員3人でセーターの販売をしていました。正直“なんやこんな小さな商売かいな”とがっかりしました。」

-- 服にご興味がおありになったのですか？

「そうですね。学生当時、アイビーの全盛期で、好きでしたね。プロに入った頃はお金もあって、服にお金を注ぎ込んでました。その後、会社は天神橋五丁目に移り、自分で得意先をどんどん開拓しました。」

-- どんな商売形態だったのですか？

「メンズの高級品を専門店に卸すというもので、高度経済成長期ですから、何を作っても売れました。」

★独立、会社設立★

「兄の会社で14年働いたのち、昭和49年に独立して大阪の中津に会社を設立しました。」

-- 商品の特徴は何ですか？

「高級素材を使って配色やデザインを重視しています。デザインはイタリアンテイストです。ファッションのメッカはやはりヨーロッパ、フランスのパリ、イタリアのミラノですから……。ライセンスも取って輸入販売もしていました。」



また“Ge Gellan”という自社ブランドで企画、販売も始めました。当時よくイタリアに行き、サンプリングをしました。うちの社員でイタリアに出張に行くうちに、好きが高じてそのままイタリアに移住した子がいます。今でもその子から現地事務所として情報提供をしてもらっています。

ただ、今は海外に行ってもあまり見るものがない。逆に外国人が日本に見に来るようになってきています。日本の方が面白いものを作っています。」

「昭和57年には、独自ブランド“VAGIIE”を立ち上げ、昭和60年には東京支店を設けました。」

さらに昭和61年に“barassi”というブランドを立ち上げました。この“barassi”は、ミラノの三本の指に入るぐらいの店で、私た



「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「私たちの得意先である専門店も経営者の高齢化が進んで店舗が減り、メーカーも廃業が目立ちます。そこで、私たちはここ数年、百貨店への出店を進めています。メンズの高級品を供給できるメーカーが減ったので、全国のあちらこちらから、よくお声がかかるようになりまし

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

★規模を追わず、希少性を保つ★

「私たちは、高級品を扱っていますので、規模を大きくせず、希少性を保ち、安売りしないことが、固定客であるお客様に喜んでもらえ、結果としてブランドを保てることになります。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」



「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

★売れ筋を見極める★

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

★社歴の長い社員が多い★

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」

「ユニクロやH&Mの登場で洋服の業界は一変しました。業界の売上規模は縮小しているのに、販売数量は3倍を超えています。大手アパレルメーカーは販売店の規模をどんどん縮小しています。」



左から前田、伊藤会長、奥様の伊藤専務、林幸

株式会社 アイ・ティ・オー・ジャパン

- 本社 大阪市北区豊崎 3-15-10
- 大阪支店 大阪市福島区福島 6-13-4
- 東京支店 東京都中央区日本橋小舟町 9-18 6F
- 店舗 専門店200店 全国百貨店30店
- ホームページ <http://www.itojapan.co.jp/>

経営倶楽部

第103回経営倶楽部

平成31年3月30日・31日

『人前に立って話す人のための「レクチャー・トレーニング」』



5年前に好評を博しました『レクチャー・トレーニング』。講師のお話を伺うのではなく、参加者自身が人前で話す(レクチャーする)という参加型の講座です。進行は弊所所長 林光行ですが、今回は、日本における人材トレーニングの第一人者である小市哲也先生からも、多くの貴重なアドバイスをいただきました。緊張感と親密感あふれるトレーニングの様子の一部をご報告します。
(公認会計士 草加 美香)

「レクチャー・トレーニング」とは、「講師として、聴き手に伝わる話し方ができるようになる」ためのトレーニングです。今回は、受講者が一人ずつ実際に「人前で話す」体験をし、自分以外の受講生である聴き手から、自分の話し方について感じたことを教えてもらうというスタイルで行われました。今回の参加者は、受講者やアシスタント等合わせて16名。予め、自分自身でテーマを選んで10分程度のレクチャーを用意し、和やかな雰囲気の中、トレーニングに臨みました。

他の人に見えているのが自分の本当の姿???

まず、進行役の林に促されるまま二人一組になりました。与えられたお題で気楽に楽しく話していたのですが、実はこれは、聴き手が感じたことを受け容れることの大切さを実感するための実習でした。「話し手の意図とは無関係に、聴き手がそのように感じたことは事実です」と林は言います。その事実を受け止めて、自分が人からどのように見えているのかという自己認識を深めることで、自分のレクチャーが、聴衆にどのように受け止められるのかが見えてきます。



いよいよレクチャー・トレーニングの始まりです!!

🌞 ジョハリの窓

どんな順番でレクチャーするのかな?と置いていたら、トップに指名された人のテーマは「ジョハリの窓」でした。「ジョハリの窓」とは、自分自身を、下の表のような4つの区分に分けることによって理解しようとする心理学のモデルの一つです。

自分自身について		自分自身が	
		知っている	知らない
周囲の人が	知っている	開放の窓	盲点の窓
	知らない	秘密の窓	未知の窓

自己開示を行うと、自分自身を周囲に知ってもらえ

ます。また、他の人が自分をどのように感じているかを受け取ると、自己理解が深まります。そのようにして開放の窓が広がることで、より円滑なコミュニケーションがとれるようになり、自分自身の成長につながります。

💡 本当に何かを掴みたいときのポイント

次は、「価値を得る方法」と題するレクチャーでした。これは、どのようにすれば、トレーニングから最大の効果を得られるか、というもので、皆頷きながら、その日のトレーニングに取り組む気持ちを新たにしました。

続いて、用意してきたレクチャーを一人ずつ披露しました。聴き手は真剣に聴きます。終わると、本人がレクチャー中に感じたことを皆に話し、その後、他の受講者や進行役の林から感想やアドバイスが率直に伝えられます。また、アドバイザーである小市先生からも、核心を突いた鋭い、けれど温かい言葉をいただきました。

時には、知らず知らずに出てくる自分の癖を指摘されることによって、無意識に持っていた自分の根底にある感情などに気付かされる瞬間もありました。

❓ どんなレクチャーがあったかな?

行われたレクチャーは、「承認のコップ」「マイナスの感情の見返り」「課題の分離」「減価償却」「会社経営と欲求5段階説」「目的論」「幸せとは」「共通感覚」など多様でした。受講者のレクチャー経験も様々で、人前に立って話すこと自体が初めてという人もいました。聴き手の15人が、内容はもちろん、板書の仕方、声の調子、身のこなし等を意識しながら聴き入っています。その前でレクチャーをするので緊張もひとしおです。

けれど、皆、頑張りました!!つかえたり、頭が真っ白になったりもしましたが、全員が、用意してきたレクチャーをやり遂げました。また、聴く時にも、何か役立つことを伝えたいとの思いで、集中して聴きました。それぞれの声の持つ雰囲気も、止まった時の対応も、一瞬一瞬を味わい、心から応援し合った時間でした。



私は大失敗♪



私のレクチャーは、これから初めて簿記を学ぶ方を想定した「簿記の入口」。話の目的は、簿記の習得に対して前向きな気持ちになっていただくことです。出だしは良かったと思うのですが、日常生活での記録、記録を役立てる場面、取引を記録する必要性、記録の技術としての簿記…と展開するつもりが、何が何やら、同じところをグルグル…。準備不足を痛感しました。

そんな私のレクチャーに対し、「楽しそうだった」「場を巻き込もうとしているのが良かった」等、たくさんの温かいコメントをいただき、嬉しさと胸がいっぱいになりました。一方で、人前に立った時の身体の動かし方、咄嗟の反応等、全てが、私自身の日頃の心の在り方の表れなのだと強く感じました。小市先生は、「人はみんな金太郎飴で、何をやってもその人が出てくる。人前に立ってレクチャーする時も、同じだよ」と話されましたが、本当にその通りだと思いました。

👤 「届く声」の実習

受講者のレクチャーの合間に、大変興味深い話や、実体験を伴う実習がありました。「届く声」の実習では、二人一組になって、実際に色々な声の出し方を試しながら相手に呼びかけ、どんな時に相手が本当に受け取ったと感じられるかを伝え合いました。大きな声なのに横をすり抜けていく感じの時もあれば、小さな声でも自分の心にすっと入ってきたと感じる時もあります。声が相手にきちんと届くかどうかは、届けようとする意識によって随分と変わってくるのだと知りました。

この他にも、自分について抱いているイメージが、自分自身の心に大きく影響していることが体感できる実習など、多くの実習をしていただきました。

👉 実際的なアドバイスも

受講者のレクチャーが全て終わると、それらを振り返りながら、たくさんのアドバイスをいただきました。

- ・レッシンプランを作成する
- ・内容を徹底的に勉強し、自分のものにして話す
- ・手の位置を決め、落ち着くイメージに立ち返る
- ・板書は書き終わりの図を予め頭に描いておく
- ・姿・服装・声のトーン・言い方を意識する
- ・正確さに拘りすぎず、伝えたいことを伝える
- ・一つでも感動的な話があると印象が良い etc.

「大切なのは、自分が何を望まれてレクチャーするかを意識すること」であり「どんな生き方をしてきたのかを、歩き方や立ち居振る舞いで判断されるのが講師という仕事」という小市先生のお話が心に残りました。

林からも、「2～3時間の講座の中でも、重要なことは繰り返して言います。本人が必要だと思わないことは頭に入ってきません。10回以上聞いて初めて分かることもあります」というアドバイスがありました。

👤 小市先生のお人柄

「人間が好きで、面白く感じるから講師という仕事を選びました。人の変化についていくために、頭を柔らかくしています」と、穏やかに微笑まれていた小市先生。

昼食時には、戦争とその後の厳しい時代をご経験されたこと、その中をご自身が懸命に歩んでこられたこと、それらのご経験がトレーニングの場で活かした際のエピソードなどを、ユーモアを交えながら尽きることなく話して下さいました。「僕が生きている間に全部持って行って！」とお言葉どおり、お持ちのものを全て伝えようとして下さっていることが、どの場面でも強く伝わってきました。本当にありがとうございました。

🍀 おわりに

受講者からは、「温かい雰囲気の中で率直に意見を交わらせて良かった」「レクチャーを自分自身で考え、実際に行ったことが今後役立つと思う」「生き方が全てに出ることを体感し、腹を据えて物事を進めることの大切さを感じた」などの感想をいただきました。

私は、受講する前は「レクチャーの仕方」を学ぶものと思っていましたが、自分自身の生き方を省みる機会になりました。そして、人の個性や生き方によって、目指すところが全く異なることを実感した二日間でした。

また、今回の経営倶楽部では、子ども連れの人も安心して受講できるように、別室に保育ルームが設けられ、8人の子ども達が楽しく遊んでいました。保育をご担当下さった方々、どうもありがとうございました。



Key for Success 第33回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」(講師林光行・幸)修了生で構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。



今回の発表は、36期の“池やん”こと池田宗和さんです。長年勤務していた飲食業界から太陽光発電の営業に転職、そして再び飲食業界に就職されたそうです。新しい人生のスタートに、「池やんファン」の修了生もたくさん参加されました。分析屋の池田さんが自身の半生の紆余曲折を「遠くからでも一目でわかる」大きな体でお話された様子を一部ご紹介します。(青木 和巳)

★ ☆ 関西に帰りたい ☆ ★

小学3年生まで奈良県で育ち、その後大学卒業までは父親の転勤で東京や名古屋で過ごしたそうです。関西出身者として友人達から疎外されているように感じていた池田さんは、奈良に帰りたくて、進学や就職では関西を志望しましたが、縁がなかったそうです。

★ ☆ 人材を育て、計数管理を徹底 ☆ ★

就職氷河期の中、子供の頃から好きだった、甘党・ラーメンで有名なチェーン店のスガキヤに就職。神奈川県で店長として4店舗、店長ヘルプで20店舗を経験。店舗の運営を任せられるようスタッフを育て、店長の池田さんは他店舗に応援へ行く日々だったそうです。また、その3年間で計数管理の基礎を学び、店長としても順風満帆の毎日、のはずが…、スガキヤは関東地区を撤退。希望退職に手を挙げたそうです。

★ ☆ 原価計算が利益につながる！！ ☆ ★

転職先は、ファストフードチェーン店を展開する会社。この時、縁あって結婚し、子ども2人にも恵まれました。転職して2年ほどで、社長の勧めで直営店に転籍。そこは関東で売上No1の店舗でした。池田さんと当時のマネージャーは、まず原価管理をしようということで各商品の規定量を作成してモデル原価を算出。実際とどれだけかけ離れているかを検証。マネージャーはこれを他店舗にも水平展開し、結果、粗利益向上にかなり貢献したそうです。売上UPなどの功績も認められて、池田さんは1年ほどでエリアマネージャーに昇格。4店舗の管理と全店舗の損益計算書の作成担当となりました。

★ ☆ チームワークの力 ☆ ★

当時、関東地区で半年に6店舗出店依頼があり、エリアマネージャーである池田さん、部長、本部長のチームワークでその6店舗をオープンさせました。部長は、「社

長が何と言おうとお前たちの好きにしろ、報告だけはしてくれ」と言ってくれていたそうで、“成功したことは社長へ報告、失敗は報告せず、社長からの無理難題は本部長止まり”を徹底された方だったそうです。お互いに認め合い、お互いの能力を信じて協力し合えて、とても楽しく仕事のできたチームでした。この時のチームワークは、今まで経験した組織の中で最高で、当時非常に多かった出店依頼も、そんな組織なので難くこなせたそうです。ところが、社長がワンマンすぎて耐えきれず、役職者が次々に退職し、ついに池田さんも退職を決意しました。



★ ☆ コミュニケーションが大事 ☆ ★

有名焼肉チェーン店に転職しましたが、債務超過の会社と判明し、やむなく次の転職先へ。今度は、先述の本部長の紹介で、総合飲食業の会社でラーメン屋の店長として就職が決まりました。フードコート店舗の立て直しを皮切りに、これまでの経験を活かして業績を上げ、管理職に昇進もしました。池田さんは「自分もスタッフも“一緒に”“楽しく”仕事がしたい」という信念を元に、適材適所でスタッフ同士が仲良くできる環境整備に力を入れていたそうです。

★ ☆ 念願の関西へ ☆ ★

10代の頃から、帰りたかった関西。キッカケとなったのは離婚。当初奈良の実家に小学生の娘2人を預け、関東に残って一人寂しく働いていたそうです。その様子を知った、入社当時から懇意にしてもらっていた会長から「断捨離しなさい」と言われた池田さん。「なるほど！場所も捨てる！」と気づき、「そもそも奈良に住みたかったんだし、これ



を機に奈良に帰っちゃえ！」と決めて、念願の関西へ。

★ ☆ 初めて飲食業界を離れて就職 ☆ ★

飲食業では土日の休みがほとんどありません。子どもとの時間が取れないので「飲食業も断捨離しちやえ！」と、人材紹介会社に登録して、太陽光発電の営業の仕事に就くことにしたそうです。

★ ☆ 奈良FB交流会 ☆ ★

知人も友人もない関西で、営業の仕事をどうしていくのかを考えた池田さんは、奈良に帰る前から始めていたFacebookのグループの中に「奈良FB交流会」を見つけました。それは、奈良の地域活性化を目的に、みんなで集まって交流を深める会で、池田さんはそのオフ会に飛び込み参加、人の輪を広げていったそうです。その中で主催者の1人であるOさんと親しくなり交流を深めていくようになりました。会社の社長も中小企業家同友会を通じてOさんを知っており、「その人からいろいろと学べ」と言ってくれたので、Oさんと会うたびに色々なことを学んだそうです。池田さんがOさんに教わったことは、「自分の利益を優先せず、人のために尽くせ」。面倒見が半端ない人だったというOさんに、今の池田さんの原点があるような気がします。

★ ☆ 奈良FB交流会 部活動開始！ ☆ ★

そんな中、Oさんが奈良FB交流会の中に部活動を作り始めました。まずはラーメン部、そしてカレー部、うどん部。最終的に21の飲食、スポーツ、社会貢献の部活動ができ、その中で池田さんは、飲食部全般の部長に任命され、会を盛り上げ管理するようになりました。ラーメン部は現在7,700人。そして、すべての部活動で延べ約3万人の部員がいます。

★ ☆ ネットの世界のトラブル解決 ☆ ★

Facebookという「顔の見えないネットの世界」で、表面的な言葉のやりとりを巡ってトラブルが絶えません。それを仲裁したり、喧嘩両成敗で脱退してもらったりと、裏方作業を引き受けた池田さん。

当初は、Oさんが表に立って、池田さん達に「こんな

ことあったけど、どうする？」と相談され、それを部員達で議論し、最終決定したことに対応してもらっていたそうですが、残念ながらOさんは3年前に亡くなりました。池田さんは当時を振り返って「私たちに相談していたのではなく、元高校教師だったOさんが、実はトラブルの解決方法を教育してくれていたんだな」と気づいたそうです。

★ ☆ 何回あるねん?! 人生の転機 ☆ ★

人とのつながりを大事に6年間営業の仕事をしてきましたが、太陽光発電の会社は社長が代わり、方針も変わってソーラー事業部廃止が決まりました。迷った末、次に向けて進むことにしたそうです。人脈の広い池田さん。いくつかのお誘いの中から選んだ仕事は、開業してまだ2年目の奈良平城京跡の「朱雀門ひろば」にあるレストラン・カフェとスーベニアショップ部門です。そこで管理・運営を任されることになりました。

★ ☆ KS研究会メンバーの討論 ☆ ★

最後は恒例のディスカッション。池田さんが「新しい職場で何ができるか」というテーマで、グループに分かれて意見を出し合いました。お客様が写真をSNSに投稿したら割引、高性能マシンによるラテアートをもっとアピールする等々、色々な意見が出ました。

楽しいことを企画するのが大好きな池田さん。9月からの新しい職場で、どんなワクワクが始まるのか「池やんファン」のみんなで期待して待っています。



写真がラテアートに!

天平うまし館 <https://www.suzakumon-hei.jokyo.com/facility04/>
天平みつき館 <https://www.suzakumon-hei.jokyo.com/facility03/>

発表の際、節目ごとに「このことで何を学んだか」と…と説明があり、そんな視点なく過ごしてきた私には目から鱗でした(^^) 何度か一緒に遊びの企画の幹事をした時に、単なるお世話好き…ではなく、観察力や企画力、行動力がすごい人だなあと感じました。池田さんの原動力は何なのか、いつも不思議でしたが、発表を聞いて少しわかったような気がします。(青木)

【第41期 よくわかる! 経営基礎講座】 於: Aワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>
☆「事業構想編」令和元年11月12日~12月10日 18:30~21:00 毎火曜日全5回 (受講料26,950円税込・教材費含)
☆「事業計画編」令和2年1月14日~2月4日 18:30~21:00 毎火曜日全4回 (受講料22,000円税込・教材費含)
・事業構想編は、自信を持って独立・開業したい方、事業の見直しをしたい方等を対象に、事業目的、経営戦略の立て方、考え方や経営者にとって必要なスキルを学び、事業概要計画の作成を行います。
・事業計画編は、事業目的がある程度はしっかりしている方等を対象に、決算書の見方と利益計画の立て方や事業経営に必要な手続き等を学び、資金計画や利益計画を含めた事業計画書作成を行います。

消費税の引き上げ

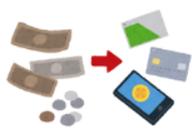
10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、併せて軽減税率8%（酒類・外食を除く飲食料品等）も導入されました。ここでは消費税率引き上げを契機に導入された消費者にメリットのある制度と、今からでも事業者に知っていただきたい要点をお伝えします。（税理士・CFP 小林 匠）



◆◆◆◆ 消費者にメリット ◆◆◆◆

□ キャッシュレス決済によるポイント還元

中小規模の事業者が経営する店舗でクレジットカードや電子マネー、〇〇ペイ等のキャッシュレス決済で支払った場合には5%（フランチャイズ加盟店は2%）のポイントが還元されます。ポイントはクレジットカード会社等から後日還元されるのが原則ですが、一部の店舗では購入時にポイントが付与される取り扱いもあります。また、大手コンビニの直営店等では本来ポイント還元はありませんが、独自に還元する企業もあります。ポイント還元は2020年6月まで実施され、対象となる店舗はポスター等の掲示物や、公式の地図アプリ等で確認することができます。



□ プレミアム付商品券

3歳未満（2016.4.2以後生まれ）の子がいる子育て世帯と住民税非課税の方等（住民税課税者に扶養されている方は除く）は、25%のプレミアム（お得）がついた商品券を全国の市区町村で購入することができます。例えば、12,500円分まで買い物ができる商品券が10,000円で購入できます（対象者一人につき最大25,000円分）。子育て世帯には購入に必要な引換券が市区町村から順次発送されますが、住民税非課税の方は11月末までに市区町村に申請手続きが必要です。購入した商品券の使用期限は来年3月末までになります。

□ 住宅取得やリフォームに関する制度

住宅ローン控除制度では、住宅の新築や増改築をした場合に年末時点の住宅ローン残高の1%分が所得税等から10年間控除できます。10月以降、消費税率10%が適用されるものについては控除期間が13年間となり、その延長された3年間に建物価格の2%（消費税引上分）を上限に控除できるようになりました。

他にも最大50万円が受け取れる「すまい給付金」（年収の要件有）が拡充されるとともに、耐震・断熱など一定の性能を有する住宅の新築や増改築で最大35万円相当の商品と交換できる「次世代住宅ポイント」が貰える制度も導入されました。

◆◆◆◆ 事業者の要点 ◆◆◆◆

□ 請求書や領収書の記載

軽減税率の導入に伴い、請求書や領収書の記載事項が追加されました。軽減税率の対象品がある請求書等には「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとの税込金額合計」を記載する必要があります。8%と10%の商品が混在する場合には、市販されている新しい様式を利用するか、既存の様式では税率が異なるごと2枚に分けて記載する等の対応が必要となります。軽減税率の対象商品がない場合には、今までの様式で問題ありません。



□ 中小事業者の消費税納税額 計算の特例

軽減税率の導入により、消費税を納税している事業者は税率ごとに区分して経理することになりました。軽減税率対象となる食料品等の売上がない事業者でも、仕入れや経費では軽減税率対象品があり、帳簿に「軽減税率の対象品目である旨」を記載し税率ごとに区分して経理する必要があります。区分経理が困難な場合には、基準期間（2年前の事業年度）の課税売上高が5,000万円以下の事業者に「特例」が設けられました。売上を税率ごとに区分することが困難な場合には、売上に一定割合を乗じて軽減税率対象の売上を計算する特例、仕入や経費を税率ごとに区分することが困難な場合には、仕入や経費に一定割合を乗じて軽減税率対象の仕入や経費を計算する特例等です。これらの特例を適用することで納税額が変わりますので、申告までに税理士等にご相談ください。



□ 納税額が増えます

消費税率引き上げに伴い、消費税の納税額は概算で1.25倍になるため納税資金を積立てる等の備えが必要です。例えば、売上5,000万円とすると、従来は売上分の消費税400万円から仕入・経費分の消費税160万円を控除した240万円が納税額でしたが、引き上げ後は売上分の消費税500万円から仕入・経費分の消費税200万円を控除した300万円が納税額となり、60万円増加しています。

民法(相続法)の改正

民法(相続法)については、昭和55年の改正以来大きな見直しはされていませんでしたが、高齢化の進展など相続を取り巻く社会情勢が変化していることから、改正されることになりました。併せて、相続税法の規定も見直されています。



(税理士 林 竜弘)

□ 預貯金債権の仮払い

相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払いや、相続債務の弁済等の資金需要に対応できるよう、遺産分割前でも一定額までの払戻しが可能となりました(改正民法909条の2)(令和1年7月1日施行)。

の財産が贈与税の対象にもなっていました。改正後は、特別寄与料を被相続人からの遺贈により取得したものとみなされて相続税が課税されます(令和1年7月1日施行)。



□ 遺言制度に関する見直し

自筆証書遺言の方式が緩和され、自筆でない(パソコンで作成等)財産目録の添付が可能になり(改正民法968条)、遺言執行者の権限が明確化(改正民法1007条, 1012条~1016条)されました(平成31年1月13日施行)。また、法務局で自筆証書遺言が保管される制度が創設されました(法務局における遺言書の保管等に関する法律, 令和2年7月10日施行)。



□ 遺留分の見直し

遺留分(法定相続分の1/2等)の減殺請求をすると遺贈又は過去の贈与が無効となり、その遺贈等された財産の権利が請求者に移転するという規定が見直され、減殺請求により生じるのは金銭債権とされました(改正民法1046条)。相続税法上は改正後も担税力に増減はないので、改正前と同様に扱われます。ただし、民法改正後は土地建物等を現物で渡す場合には、換金して譲渡したものととして請求された側に譲渡所得が生じるのでご注意ください(令和1年7月1日施行)。

□ 配偶者居住権の創設

配偶者の居住権を確保するため、被相続人が所有していた居住用建物に住んでいた場合には、配偶者は引き続きその建物に居住できる権利として配偶者居住権が創設されました(令和2年4月1日施行)。

□ 持戻し免除の意思表示

民法上、被相続人から相続人に対する遺贈や一定の生前贈与は、特別な利益を受けたものとして、相続財産に含めて遺産分割を行うこと(持戻し)とされています。しかし、配偶者への贈与は、長年の貢献に報いるとともに老後の生活保障の趣旨で行われることが多いことから、婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産の遺贈又は贈与がされたとき(相続税は元々非課税で、改正後も従前どおり変更はありません)は、持戻し免除の意思表示があったものとして(改正民法903条)、遺産分割時に当該不動産について持戻し計算が原則不要となりました(令和1年7月1日施行)。

① 配偶者短期居住権 遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住用建物を使用することができます(改正民法1037条~1041条)。



② 配偶者居住権 相続後に、配偶者が自身の存命中ずっと居住用建物を使用することができます。配偶者居住権は、遺言のほか、遺産分割協議又は家庭裁判所の審判によって設定されます(改正民法1028条, 1029条)。相続税の申告上では、一定の評価方法によって算出した評価額をもって、課税財産として扱われます。

□ 特別の寄与制度の創設

相続人以外の親族が、被相続人に対して、無償で療養看護等をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合は、相続時に、相続人に対してその寄与に応じた額の金銭の支払いを請求することができることとされました(改正民法1050条)。

特別寄与料に係る課税について、従前は、相続人から特別寄与者に対する贈与として扱われ、相続税課税後

□ 成人年齢の引き下げ

成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました(改正民法, 令和4年4月1日施行)。これを受けて、相続税法も以下の改正が行われた(令和4年4月1日以後の相続等について適用)。

①相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を18歳未満(現行: 20歳未満)に引き下げる。

②相続時精算課税制度などにおける受贈者の年齢要件を18歳以上(現行: 20歳以上)に引き下げる。



働き方改革

一億総活躍社会実現のための「働き方改革関連法案」が、昨年6月に成立し、2019年4月1日に施行されました。「働き方改革」は、少子高齢化に伴う労働人口の減少を背景に、長時間労働などの慣習を改めるとともに多様な働き方を認め、みんなが働いてかつ生産性を向上させ、日本が持続的に成長する国にするのが目的だと言われています。「働き方改革」の3本柱の内、「年5日の年次有給休暇の義務化」は57号に記載しましたので、今回は「同一労働同一賃金」と「時間外労働の上限規制」について、社会保険労務士の泉谷功さんと松井一恵さんに解説していただきます。（編集部）

◇ ◆ ◇ ◆ ◇ 同一労働同一賃金 ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

雇用形態には、正社員、有期労働者、短時間労働者、派遣労働者（ここでは正社員以外を非正規雇用労働者と記載）などがありますが、同一企業内において、雇用形態にかかわらず公正な待遇が得られるよう法律が改められました。現在、労働者全体の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善するのが目的です。

□ 何をもって同一労働とみなすのか？

同一労働であるかどうかは「①職務内容」と「②職務内容及び配置の変更範囲」を考慮して判断されます。

「①職務内容」とは、「業務の内容」とそれに伴う「責任の程度」のことをいいます。「業務の内容」については、中核的な業務で判断されます。中核的な業務とは職務全体に占める時間的割合や頻度、業績への影響度などで総合的に判断します。「責任の程度」は、例えば繁忙時や急な欠勤者が出た場合に求められる対応の程度、ノルマの有無等で判断することもできます。

「②職務内容及び配置の変更範囲」とは、転勤や昇進といった人事異動や役割の変化等の有無やその範囲のことですが、これは実態で判断されるので、就業規則等で正社員のみ異動があるとなっても、実態的に異動がなければ、職務内容及び・配置の

変更範囲は同じであると考えられます。



□ 同一労働同一賃金の内容

(1) 均等待遇（差別的な取り扱いの禁止）

正社員と非正規雇用労働者間で、上記の①②が全く同じ（同一労働）であった場合は、基本給・賞与、その他の待遇に差をつけてはなりません（均等待遇）。

(2) 均衡待遇（不合理な待遇差の禁止）

非正規雇用労働者について、基本給・賞与、その他の待遇に関し、正社員と比較して不合理な相違を設けることができなくなりました（均衡待遇）。上記の①②やその他の事情に違いがあれば、その違いに応じてバランスの取れた待遇差を設けることになります。

(3) どんな待遇差が不合理か

具体的にどのような待遇差が不合理であるかはガイドラインで定めています。例えば、通勤手当などの手当や食堂の利用などの福利厚生では原則、待遇差を認めていません。一方、基本給や賞与は、経験や能力の差などに応じて違いを認めています。



待遇差を認めているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業経験や能力、業績や成果、勤続年数などの差に応じて支給する基本給 ・ 業績などへの貢献度に応じて支給する賞与

待遇差を認めないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤手当、出張旅費、食事手当等の手当類 ・ 食堂・休憩室・更衣室の利用、慶弔休暇、病気休職などの福利厚生

(4) 待遇の相違などに関する説明義務の強化

待遇の違いについて非正規雇用労働者から求めがあった場合には、正社員との待遇差の内容やその理由などについて説明をしなければなりません。

□ 同一労働同一賃金への対応

今回の法改正の施行は、2020年（中小企業は2021年）4月1日です。同一労働同一賃金は、企業にとって影響が大きいので、まず正社員と非正規雇用労働者が同一労働であるかどうか、相違がある場合、その相違はどのようなものかを洗い出し、また待遇差を認めないものについてはどのようなものがあり、今後どのようにしていくのかを考える必要があります。

これを機に、非正規雇用労働者の待遇の見直しや業務内容の洗い出し、職務内容や責任、権限等を明確にした職務分掌規程等を作成されると良いかもしれません。

社会保険労務士 泉谷 功
 泉谷社会保険労務士事務所
 Tel: 072-247-9134 携帯: 090-3654-9749
 izumitani-sharousi@oregano.ocn.ne.jp

◆ ◇ ◆ ◇ 時間外労働の上限規制 ◇ ◆ ◇ ◆

「働き方改革関連法」の施行に伴い2019年(中小企業は2020年)4月1日から『時間外労働の上限規制』が始まりました。しかし「実際に何をどうしたらいいのか、わからない」という現場の声を沢山頂戴します。具体的な取り組み方について確認したいと思います。

□改正の概要

労働者に時間外労働・休日労働をさせる必要がある事業場では、労働者の過半数で組織される労働組合(ない場合は労働者の過半数を代表する者)と、時間外労働・休日労働協定(通称「36協定」)を締結します(労働基準法第36条1項)。この協定は事業場を管轄する労働基準監督署への届出が義務付けられており、これにより長時間労働の抑制が図られてきました。

ところが、時間外労働の上限は強制力のない告示で定められていた上に、臨時的な特段の事情が予見される時には特別条項を付加することができ、この場合は事実上、上限なく時間外労働を命じることができたため、長時間労働の温床となっていたのです。

今回の改正では、①これまで告示で定められていた1か月および1年あたりの時間外労働の上限を法制化(労働基準法第36条4項)し、②特別条項発動時の上限時間数を規定(労働基準法第36条5項、6項)しました。具体的な時間数は以下の通りです。

① これまで告示で定められていた上限

1	か 月	45時間 (※ 42時間)
1	年	360時間 (※ 320時間)

※3ヶ月超の1年単位の変形労働時間をとる場合

② 特別条項発動時の上限

1	か 月	100時間未満 (休日労働を含む)
2-6	か月平均	80時間 (休日労働を含む)
1	年	720時間 (休日労働を含む) (発動は1年に最大6か月まで)

なお、この改正により協定届の様式が新しくなっており、改正法施行後に届出の場合は注意が必要です。

□「当たり前」にメスを入れ、労働時間削減

さて、労働時間を短縮するにはどうしたら良いのでしょうか。労働時間とは次の式で導き出されます。

$$\text{労働時間} = \text{仕事量} \div \text{能率}$$

この式から考えると、労働時間を短縮するには2つしかありません。「能率を上げる」か「仕事量を減らす」

かです。

「能率を上げ

働き方改革

る」ということでは、新技術導入が考えられます。ユニクロのセルフレジなどが好例で、商品を所定の位置に置くだけで代金が計算され、人がレジを通すより圧倒的に処理が早いです。しかし、導入コストがかかるのが難点です。技能訓練で労働者個々のスキルを上げると能率は上がりますが、これには時間がかかります。

改正法施行時期を考えると、ある程度スピード感が必要です。

ならば、まずは「仕事量を減らす」ことを考えていかなければなりません。「売上が減るじゃないか」と言われそうですが、ただ仕事を断れと言っているのではありません。「当たり前」になっている仕事の中身を検討していただきたいのです。今年も10月から最低賃金がアップしましたが、価格を見直さずリピートで仕事を請けていると年々自動的に利益が減ります。不採算になっている案件は思い切って整理することです。

また、1日の仕事を振り返り、仕事を次の3つに分けて検証しましょう。

- ① 企画
- ② 営業
- ③ 作業



アイデアを形にして(企画)、それをお金にする(営業)ことが大切ですが、1日が「作業」で終わってしまう、なんてことはないでしょうか。「報告と意見回収」だけの会議ならメールで十分です。作業マニュアルに無駄な動きはありませんか。トラブルの解決に時間を取られてはいないでしょうか。トラブルを起こさない工程改善が労働時間短縮につながります。「日頃当たり前になっていること」にメスを入れて、「作業」部分をとことん減らせば、仕事の質を落とすことなく、労働時間は必ず短縮できます。

□違反には罰則あり

この労働時間の上限規制の規定に違反した場合、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)の対象となります。ワークライフバランス実現のためにも知恵と工夫で労働時間短縮に取り組みしましょう。

社会保険労務士 松井 一恵

Office M

TEL:06-6352-8586 <http://officem-sr.jp/>

～2019年4月1日出版～

「ブラック企業」とゼッタイ言わせない

松井式 超！働き方改革





憲法勉強会に寄せて

2017年2月から定期的に行っている憲法勉強会ですが、勉強会や憲法についてのご意見を掲載いたします。（編集部）

憲法勉強会でわかったこと ～ 加藤 純一様

勉強会の始まり

国民の知る権利を侵害する恐れのある特定秘密保護法（2013年）、従来は違憲とされてきた集団的自衛権の行使を解釈憲法で押し通す安保法制（2015年）が大きな反対運動にもかかわらず、次々と強硬採決されたこと、2016年の参議院選挙で改憲勢力が3分の2を超えたこと、安部総理の改憲への執着などで憲法の危機を感じ始めたのは私だけではないでしょう。

そんな頃、林光行さんから、「憲法とは何かを考える勉強会を始める」と聞き、参加することにしました。

現代のほぼすべての国家は憲法を制定しています。人間はどのようにして憲法を持つようになったのかも興味がありました。



この2年半を振り返って

「憲法とは何か」という問いについては「国体（国の在り方）」のことだという認識を共有したのは勉強会が始まって割と早い時期でした。そのあと2年半かけて、主にイギリスの憲法生成史をたどり、ようやくフランス革命と憲法との関係を議論する段階にきています。

イギリスで近代憲法がどのように生成されてきたかを歴史的に振り返ると、草分けはマグナ・カルタでした。

1215年、イングランド国王の専制に反発した封建諸侯と都市代表が、国王ジョンに王権を制限することを認めさせました。国王の徴税権の制限、教会の自由、都市の自由、不当な逮捕の禁止など、君主権を法律で縛るものとして画期的なものでしたが、その後、内戦で諸侯の力が弱まり王権が強力になった15世紀には忘れ去られました。しかし、17世紀になって市民の権利意識が高まり、権利の請願を契機として議会派と王党派の衝突（ピューリタン革命）を経て共和制となり、マグナ・カルタの存在と意義がようやく見直されますが、10年後には王政が復活し立憲君主制が確定します。

18世紀になると、イギリスやフランスでは人間性の解放を目指した啓蒙思想が花開き、アメリカ独立宣言やフランス人権宣言などに結実します。これらは人間の平等や基本的人権を宣言したものであり、近代的憲法の根幹となるものです。

フランス革命の進展と憲法についてもう少し詳しく見ていきます。革命後に最初の成文憲法として制定された1791年憲法は立憲君主制を定め、前文には人権宣言が置かれます。革命はさらに進展して国王を廃した共和制となり、人民主権や普通選挙制度などを定めた史上最初の徹底した民主的憲法といわれる1793年憲法が国民投票で180万票:1万票（ただし棄権が430万）で承認制定されますが、干渉戦争のため実施されることはありませんでした。急進派政府がクーデターで崩壊し、1795年に制定・承認された憲法では普通選挙から制限選挙に後退してしまいました。革命と干渉戦争の混乱の中、対外戦争で成果を上げて第一統領となったナポレオンが制定した憲法では、従来と異なり人権宣言を置かないものでした。さらに共和制を廃して自ら世襲制の皇帝に即位したのです。イギリスとフランスにおいて獲得された人権は、いったん憲法で制定されても再び失われるという歴史を辿りました。

さて、日本国憲法は1947年に「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を三大要素として施行されました。先日改めて憲法に目を通したとき、97条の「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」との記載に気づきました。人間が「過去幾多の試練」を乗り越え憲法を獲得してきたことは、私たちが勉強会で学んできたことでもあります。

この先の勉強会

勉強会をこのままのペースで進めていくと、日本国憲法の制定や改憲の議論にまでたどり着くのは随分先になりそうです。一方、首相は9月11日、参院選後の内閣改造に際して、「我が党の長年の悲願である憲法改正を党一丸となって力強く進めていきたい」と述べています。基本的人権を制限する恐れのある緊急事態条項や戦争放棄と矛盾する自衛隊明記条項を含む改憲が強硬に推し進められようとするなら、私たちの憲法勉強会ものんびりと憲法生成の歴史をたどっている場合ではない政治状況になるのかもしれない。



憲法を知ること歴史を知ること～八登 唯夫 様
 全くの門外漢の私が憲法の勉強をするに当たり、最も大事と感じたのは歴史を知ることでした。先ず日本の歴史。次に世界の歴史。そしてそれらの関係性。さらには時代を遡り歴史が刻まれてきた背景を知ること。

最も直近の話として、憲法9条のルーツは、第一次世界大戦後の1928年に締結された不戦条約や第二次世界大戦後の1945年に成立した国際連合憲章にあります。その本当の意味を理解するには、それら国際法が成立した時代背景を含めて理解することが不可欠です。国会議員でありながら戦争で領土を取り戻すなどと宣う輩は、憲法や国際法の意味を全く理解していないことを自ら世間に公言しているだけで情けないことです。

日本は、明治維新の変革以来、特に欧州を手本とした近代化路線をひた走ってきました。然し、表面的には似た社会システムを構築してきたものの、その社会の基盤となる考え方、特に欧米で蓄積されて来た人権、自由、正義などの啓蒙主義思想といった民主主義の根幹をなす考え方は脆弱であったようです。その結果が未だに与野党問わず貧弱な国会論戦や政府・自治体の度重なる不祥事に表面化しているように見えます。

最近、特に問題化している日韓の亀裂についても、表面を見るだけでなく、その歴史的背景まで踏まえて考える必要があります。古代において、倭の国(日本)は半島から人材や先進技術を取り入れて発展してきた歴史があり、半島は頼りになる日本の隣人でした。近代以降の日本の工業化路線に後れを取った半島を欧米の真似をして属国化したのがそもそもの発端で、不幸な歴史です。過去の過ちは徹底的に正す必要があり、偉大な未来はその先に生まれてきます。但し、当然ながらプロパガンダ(宣伝)とファクト(事実)を正確に切り分けることが大前提であり、そのためにも歴史を正確に知ることが必須です。

憲法勉強会は目から鱗 ～ 千田 祥三 様

憲法勉強会では、憲法に関わる歴史の勉強から始まったことに、大きな意味を感じます。

憲法は与えられたものではないこと、その時代の社会状況に深く影響されていること。僕にとって、これまで考えもしなかった当たり前を、次々に解明され、毎回、目から鱗といった刺激をいただきました。

本筋の憲法の勉強中に、次々にあちこちと拮がる話

憲法勉強会に寄せて

題も楽しく、多士済々のメンバーの知見には、深く肯かされます。

ヨーロッパの啓蒙思想、そして、産業革命による社会構造の変化、アメリカの独立、アメリカ合衆国憲法(世界初の成文憲法)、フランス人権宣言、近代国家の成立とナショナリズム(17～18世紀)。憲法勉強会での学習により、生き生きとした歴史を辿ることが出来ました。

10月9日の勉強会では、18世紀後期から20世紀前期に至る、憲法に関わる変化がテーマになっていると思います。この時期の歴史は、余り勉強した記憶がなく、今から楽しみにしています。

責任転嫁のくり返し ～ おはら やすお 様

聖職者からお叱りを受けるかも知れませんが、聖書の創世記第1章11-12節を部分引用します。「神は言われた。『お前が裸であることを誰が告げたのか。取って食べるなど命じた木から食べたのか』アダムは答えた『あなたが私と共にいるようにして下さった女が、木から取って与えたので食べました』(新共同訳)。都合の悪いことは神の前でも人のせいにする、責任逃れ、自己正当化、これらをまとめて自己中心性と言い得ると考えますが、人類の歴史と共に古い人間の行為です。私たちはこのような現実の状況の中で生きています。

我が国においては、再び憲法改正が勢いを増してきました。現在の政党政治のもとでは、政治家個人の考えは反映されず、強制された数の論理が強引に働きますから、首相は独裁体制を築くことができます。頑強に出来上がった今の体制を崩すことは難しいです。憲法改正に関しては国民投票という主権者が熟慮できる機会がありますが、それも巧みな誘導に影響されない成熟した国民の自律性と良識の発揮いかんによります。

政党政治が続くとすれば、拮抗する力が必要です。その為に、小選挙区制から中選挙区制に戻すことは出来ないものか。学識卑賤な私は考えます。諦めと無関心は独裁者の思う壺です。それに歯止めをかける何らかのきっかけだけでも子孫のために作らないと、大きな負債を子孫に残したまま、罪悪感を持って言い訳をしながらこの世を去って行くことになるかも知れないと猛省する昨今です。



寄稿

日韓問題を考える

コスモス法律事務所 四宮 章夫 様

1 はじめに

最近の日韓関係の拗れについて、我国のメディアは、文政権の政治責任を追及するが、安倍政権には殆んど批判を加えない。のみならず、立憲民主党等の野党も、この問題について触れようとしない。

本日のテーマは、摩訶不思議な現象の解明にある。

2 拗れの発端と経緯

日清戦争後1910年に締結された下関条約により朝鮮を植民地として手に入れた日本は、1910年併合して国土と国民とを手に入れた（「弁護士日記 秋桜」62話）。

そして、第2次世界大戦時には、多くの朝鮮人を徴兵する一方で、我国の産業の働き手として徴用し、沢山の犠牲を強いてきたが、戦後、朝鮮人は日本人ではないとの理由で軍人恩給の支給を拒絶し、戦争中の数々の人権侵害に対する救済を拒否してきている。

その根拠の一つが、1910年に、日韓基本条約と共に締結された日韓請求権協定で、代償として総額5億ドルの経済援助をすることによって、韓国民の対日補償請求権を放棄させたことにある。

3 日韓請求権協定締結に至る背景

第2次世界大戦後の1951年9月8日に締結されたサンフランシスコ講和条約では、「この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。」等と定められた他、対日賠償請求は個別の交渉に委ねられることになった。

対日請求権放棄は、第一次大戦後のヴェルサイユ条約によりドイツに課せられた過大な経済負担がナチスの勃興を招いたことへの反省によると説明されることがあるが、事実としては、1950年に発生した朝鮮戦争により韓国軍を支援する米軍に基地を提供していた日本と米国との間で正式に安全保障条約を締結するため、連合国と日本との戦争状態を解消する講和条約の締結の必要があり、それには日本側のハードルを下げる必要があったのである。そのため、米国は、韓国の強い参加要請にも関わらず、「日本の軍事力に寄与した」として興和条約への参加を拒否し、また、中国、ロシアの条約への

参加は求めず、東南アジアの国々の中で条約を締結批准したのはカンボジアとベトナムの2国に過ぎなかった。

また、1965年の日韓請求権協定締結の背景には、当時ベトナム戦争が激化、反共の最前線となるべき東アジアの同盟国間の連携を強化する必要から米国が日韓の交渉に露骨に介入したこと、李承晩から朴正熙に大統領が交代したこと、そして、椎名悦三郎外相の見識と政治手腕があったと言われる（「弁護士日記 山ざくら」14話）。

4 請求権協定の韓国内での効力

請求権協定も条約である限り、本来は韓国内においても法律としての効力を有している。

しかしながら、人道に対する犯罪は、被害者そのものに対する償いは必要であり、加害者と被害者とが所属する国家間の賠償や請求権放棄の合意によって、被害者自身の損害賠償請求権を喪失させることはできない。



私は、かねてから、ドイツの戦後補償（「弁護士日記 タンポポ」51話）、米国の日系人強制収用に対する補償（「弁護士日記 すみれ」60話）等を例に挙げ、今日の国際社会は、今後二度と同じ罪を犯さないために、加害国又は加害者が被害者に謝罪し、直接賠償することを求めており、これに反する請求権協定は被害者の損害賠償請求権を放棄させる国内効を持たないと考えている。

5 的外れな文政権批判

日本の政府やマスコミは、韓国の最高裁判所の大韓民国大法院が、元徴用工からの日本企業に対する損害賠償請求を認めたことについて、文政権を批判する。

しかし、三権分立は近代民主主義国家には必須の制度とされており、仮に、文政権が日本に理解を示したとしても、大法院の判決を覆す方法はないし、判決内容を批判することも、本来は許されない。

また、判決の相手も日本ではなく、戦争中の加害企業であり、韓国で事業を行ってきた以上、損害賠償を命ぜられた日本企業は、大法院判決に従う必要があるであって、徴用という加害行為への反省・謝罪をしないまま、安倍政権に庇護を求めて、確定判決の執行を免れようとするのは筋違いである。

なお、韓国の判決に基づき日本国内の財産を差押えるには、日本の裁判所から執行判決を得る必要があるが、それは日本の司法の問題である。



寄稿

大阪寄りのパリから



高本 愛 様

夫と幸せに暮らしていたところ突然渡仏。ニット専門学校に通う傍ら、コンテンポラリーダンスを始め、映画エキストラに応募中の私が、パリについて書きます。

まず人口が少ない！フランスの総人口は6,699万人。パリの人口密度8,500人/km²に対して大阪市は12,156人/km²。私が生まれ育った田舎のように、緑が多く、同時にヨーロッパの要衝でもあるこの街が、私にはとても生きやすい場所です。



フランスは農業国で環境意識の高い国

仏国産の有機野菜や果物が、値段も安く手に入ります。また、国策で全ての食材を有機にしようという動きがあり、食料自給率は100%以上、余った分を国外に輸出しています。国民の大半は仏国産を買うのが好きで、輸入食材は輸送時に環境を余分に汚すし、国内の産業を大切にしているので、仏国産を買いたいという意見が多いです。

包装は紙容器、もう一度使える容器、ビニール袋はほぼ有料ですが、マルシェではビニール袋もくれますし、自分のカバンで直接持ち帰る人もいます。私も買った物を裸でカバンに入れて持ち帰ることに慣れました。

過剰包装ではないので、ゴミ全体の量も少ないです。街全体で分別しやすいシステムが整えられていて捨てやすい。ゴミ箱がたくさんあります。しかし私は日本の技術で、過剰包装も含めて解決出来るような仕組みが将来出来て、世界を変えたいとも思っています。



人種差別と個性

日本と同じように共通語を話せない人に対する接し方が未熟です。日本人は中国人よりは好かれていますが、アジア人は金づるだとも思われています。

日本だと自分の意見を主張すると嫌われますが、フランスでは発言しないと自分の考えがないとされ、ナメられます。仏語が拙かった頃もそれがありませんでした。少しでも一部分でも意見を言うことが重要です。言葉もうまくなります。

日本では、自己主張や個性とは何かをわざと教えてこなかったと言われていました。私自身の経験でいうと、そうだなと思います。フランスでは、意見を持つこと・個性を伸ばすことが良いという社会全体の意識があると感じます。社会ではいじめもあるが、いじめてくる奴

もいれば、仲良い子もいるので、本当の孤独にはなかなかならなさそう。日常の幸福度が高い国だと感じます。

日本で保健室の先生と話したのですが、アメリカでは高齢出産に伴い発達障害が増えることを踏まえ、発達障害は器質的な障害として経皮的な治療を進めているそうです。一方、フランスでは、発達障害は個性だから、その子の性格や志向に合わせて、社会で生きていけるように社会制度があつて、そもそも発達障害と診断される数が少ないそうです。

日本はまだ発達障害は親の躰だと思っている人も多いですね。アレルギーを好き嫌い間違えている人がいるように、出来ないものは出来ないし、食べられないものを食べたら死ぬのです。しかも、その強度も人によって違うのです。そういう理解が進まないのは、同調圧力の強い社会の構造になって、[みんなと同じことを出来ない]と迷惑かける]みたいな思い込みが、一人ひとりの幸せを奪っているのかなと思います。私自身は、診断を受けたことはないけど、「アスペルガーの傾向ややありかも」と思っていて、それを言い訳にもしないし、ただ自分の生きやすい場所を見つけたらアートの世界だった、ということだと思っています。



円がテーマの作品を着て (左端)



政治観

仏人の中にいると国民は政治家を見張っている感覚があるように見えます。20代の同級生でも、問題意識を持って政治を語れます。話題の政策に対して意見を持ってないと恥ずかしいし、自分なりの視点を持っている事が重要です。政治は参加するもの、国民の意志は反映させるもの、国益を守る、貧しい人を助けるのはいいこと、というのは住んでいてすぐに感じることです。

パリでの生活は3年が過ぎ、結婚した友人や赤ちゃんが出来た友人もいます！どうして私がこのような人生を送ることになったのか、一つのきっかけは、経営基礎講座を受けて経営の問題は自分自身の問題ではないかと思い、ANAセミナーを受けて、自分を見つめることを知ったからではないかなと思います。

ご意見、ご感想 parisponpongirl@gmail.com
まぐまぐにてメルマガに参加しています。
出たつきり邦人欧州編で検索してください (無料)



寄稿

組織風土診断その後

社会福祉法人 真清福祉会

かえて保育園園長 津波古 美奈子 様

大阪府社会福祉協議会で林光行先生が講師をされている経営改善基礎講座及び組織風土診断を最初に受けて8年になります。私たちの法人は200名ほどの従業員がいますが、以前は共に進む方向が定まっておらず日々の忙しさに毎日を何とかこなし、何のために働いているのか、あまり深く考えずに仕事をしていたような気がします。ここでは、組織風土診断後に始めたことの一部を紹介します。

理念・信条づくり

まず、法人の理念・信条を1年かけて職員と一緒に作りました。半年間は毎月一回仕事が終わってから人間力を磨く研修を行い、その後、法人理念と一緒に創りたい！という職員を募り、30名ほどで意見を出し合い、KJ法で半年かけて理念・信条を作りました。出来上がったのは「笑顔あふれる真清ファミリーでみんなとわくわくいきいき輝きます」の理念と7つの信条でした。

法人職員みんなで作った理念と信条は毎朝のミーティングで唱和しています。唱和の後は何でも言ってよいシエアタイム。朝から皆と気持ちを共有したい！と挙手した人がシエアします。その後“今日もあなたに会えて嬉しい”“一日よろしくね”と、皆でハグ。強制参加ではないので出たくない人は参加しませんし、どうしても出たい人は時間を作って参加します。

個別面談

職員の話をお聴くということで個別面談を年に1、2回行います。個別面談以外でも様子がおかしいなと感じたときは声をかけて面談を行います。「大丈夫？」と声をかけるとほぼ100パーセント「大丈夫です」という答えが返ってくるんですが、これを信じてはいけません。「大丈夫に見えないから声をかけているの、あなたのことが心配なの」と言って面談をします。そういう時は、ほぼ大丈夫ではないんです！面談後、気持ちがすっきりしてから仕事に向かってもらいます。

職員会議は気持ちを一つにする場

個別で話を聴く場が個人面談、そして集団で話を聴く場が職員会議です。職員会議は予定を伝えるのではなく、職員の気持ちを一つにする場。だから、予定は見ればわかるでしょう！と簡単に済ませ、ここでも意見

や気持ちを共有する時間をとります。この時は参加者全員がシエア。「今感じていることでみんなと共有したいことを何でもいいから言ってください」という感じ。すると、保育園の子どもたちのこと、クラス内の困ったことや、自分の家族の話、嬉しかったこと、悲しかったこと“そんなこと言ってもいいの?!”という共有の時間になります。そのような話ができるのは安心、安全な場だと職員が感じてくれているからだと思います。涙が出ることもあり、皆「やる気が出た」と笑顔で教室に戻っていきます。

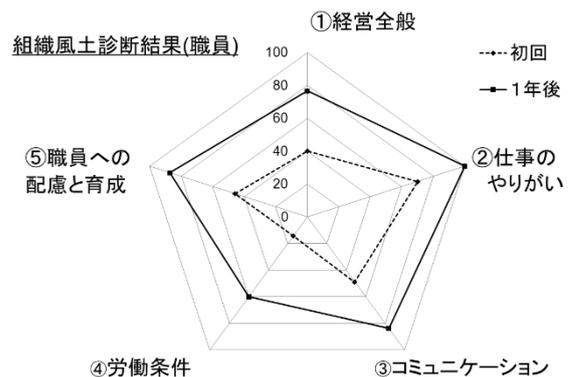
そんな会議を組織風土診断後に毎月2回、職員とパートを分けて行っています。自分の気持ちを言っているんだ、何を言っても受け止めてもらえる、そんな大人の雰囲気は子ども達にも影響すると思います。

組織風土診断は最高のツール

目的を持っていない集団から、同じ目的を持つ組織へと変わっていくきっかけとなった組織風土診断。私が管理職として職員の話をお聴いていなかったこと、職員のことを“大切に思っているよ”ということが伝わっていなかったことに気づくことができました。私自身、職員のお誕生日に手づくりカードを作って感謝のメッセージを送るようにもなりました。

今では離職者も減り、職員が働く人を紹介してくれたり、実習生が実習後そのまま就職したいと言ってくれたり…。何より嬉しいことは職員が仕事に来ることが嬉しい！楽しい！と言ってくれること。私の仕事は「職員が幸せに働く環境を作る」ことなので、その仕事が少しでもできているのかなと感じます。

組織風土診断は管理職の方にとって「職員が幸せに働いているか」を知ることができる最高のツールだと感じています。是非、施設や職員関係が更に良くなるヒントを見つけていただきたいと思います。



ひとひと

「昆虫少年+文学青年=実務書の編集者？」

実務出版株式会社 社長 池内 淳夫さん



今回は、林事務所の出版物でお世話になっている実務出版(株)社長の池内淳夫さんです。本業以外でも、税務の勉強会を主催したり自然観察会を企画したりと、八面六臂のご活躍…小柄な体のどこにそんなエネルギーが？ ずっと不思議でしたが、お話を聞いて納得、やっぱり「満州帰り」の方はすごいです!! (税理士林 幸・砂川 奈津美)

— お生まれはどちらですか？

愛媛県、石鎚山の麓の西条市です。でも実際に幼少期を過ごしたのは満州です。満州でも北の吉林省でした。父が林野庁の営林署長をしていました。私が生まれたのは昭和16年、戦争が始まる少し前です。

当時の満州の役人は、豊かな生活をしていました。乳母がいて、女中さんもいて。官舎は広く、馬車も2台ありました。その馬車の、馬に乗せてもらって喜んでいて記憶があるんです。手綱を持ってね。やんちゃな子どもだったのでしょうね。



動物が大好きで、いつもポケットにカエルや昆虫なんかを入れていて、よく怒られました。父は子煩悩な人だったと思います。とても楽しい思い出ばかりです。

しかし、戦争が終わってから一気に日常が変わりました。ある日、ソ連軍が侵攻してきたのです。

— ええっ?! 戦争が終わっていたのに、ですか？

はい。天井に届きそうな大男のソ連兵が大勢家の中にズカズカ入ってきて、大声でまくし立てたり、鉄砲で脅したり…私はまだ4歳で、本当に怖かったですね…。

そんなことで、急遽、集団での引き揚げが始まりました。その途中です。父が亡くなったのは…。結核でした。そして私の下の弟2人も、栄養失調で立て続けに死んでしまいました。まだ3歳と1歳でした。家族は、母と兄、そして私の3人になっていました。

貨物列車に身を潜ませながら、乗り継ぎ、乗り継ぎ、次に雨の中、堤防を歩きました。その途中、人家を通る度、子どもが次々その中に消えていくんです。そして私も、突然風呂場のような所に一人閉じ込められました。わあわあ泣きました。ところが小窓が開いていたのです。そこから飛び降りて、裸足で必死に走りました。夜道をね。そして、しばらくして別の引き揚げの集団に会うことができました。事情を察した大人達は一緒に連れて行ってきて、母を探し出してくれたんです。

— お母様と、再会できたのですね？

はい。母は、涙を流して、私をぎゅうっと強く抱きしめてくれました。当時、引き揚げの過酷な旅には耐えられないからと、置いていかれた中国残留孤児の話がありますが、私もその一人になるどころでした。でも、私は母に再会できた。本当に奇跡でしたね…。

母に会えて、安心して眠って…で、次の朝です。なんと、母が男になっていたんです。びっくりしましたね～。

— 男に…、ですか？

はい。長い髪をバツサリと切って、坊主頭で男物の服に替えていました。女の姿では何をされるかわかりません。…子どもを2人連れ、女一人で帰国する…気を強く持たないと、と母は覚悟を決めたのでしょうね。

それから、なんとか四国に着き、本家にしばらく身を寄せてから、母の妹の嫁ぎ先で暮らしました。でも、私が1年生の時、母も…母も結核で死んでしまいました。

— お母様も亡くなられて…悲しかったですね…

はい。叔母の話によると、葬式の時に私は大あばれし、母の墓の前から動かなかったそうです。皆が呆れて帰った後、墓を掘り返し始め、「僕も一緒に入る」と言っていたとか…その後、親族会議が開かれ、兄は本家へ、私は父の一番下の妹の嫁ぎ先に引き取られることになりました。そこからが、私の親戚行脚のはじまりでした。

最初に行った先は、元海軍さんのお家でした。だから厳しくてね～。食事の作法から挨拶、身じまいの仕方までみっちり仕込まれました。私の性格の芯は、おそらくここでできたのではないかと思います。そこは兼業農家として、果樹園や田畑の手伝いもたくさんしました。

でも、学校ではやんちゃでしたよ～。小さいなりに必殺技がありましてね(笑)。ガキ大将にも一目置かれていました。まあ、そんな感じで、楽しかったのですが、そこにお世話になったのは、小学校3年生まででした。

— そこから、変わられたのですか？

はい。夏休みに本家の手伝いに呼ばれ、その時3年ぶ

りに兄に会いました。そのまま本家の長男の家に…、学校も変わりました。そこは子どもがなかったのですが、生まれるまでという約束だったそうで…2年程で子どもができて、私はお役御免になりました。

— えーっ！また変わったのですか？

はい。今度は親戚筋ではなく、近くの石屋さんへ養子として入りました。今回は転校せずにすみしました。

毎朝、暗いうちに石屋の作業場をきれいに掃除し、道具を揃えておいてから学校に行くのが日課でした。その家の主人、養父はすごく喧嘩っ早くて、荒っぽい人ですね…しょっちゅう殴られました。反対に養母は優しい人で、金光教の信者でした。養父が酒を飲んで暴れ始めると、教会に連れ出してくれて、泊まらせてもらうなんてことが度々ありました。

— 高校はどうされたんですか？

養父は反対したんですが、養母が説得してくれて、なんとか高校に行けました。でも、実は入学金がありませんでした。入学手続に行ったものの、払うお金はないし、もじもじしていましたら、そこで生涯お世話になる越智先生との出会いがありました。先生は「入学金なんて、後でどうにでもなるから手続しなさい」と、強く言ってくださって、それで入学できたんです。その後も、そのお金のことを何度も尋ねたのですが、「大丈夫、大丈夫。なんとかなったから」の一点張りで…ひょっとして越智先生が…、なんて思っています。

越智先生は有名な苔博士でした。昆虫少年だった私もよく生物室に出入りさせてもらいました。家でも必ずいろいろな動物を飼っていたんです。

— 小さい頃から好きだったそうですね…

思い出深いのはカモです。廃材を拾って掘立小屋を作って育てました。エサが大変でしたが、可愛かったですね…。その子がね、毎日、学校までついてくるんですよ。で、途中位まで来たところで



「帰れ～」と言って、帰すんです。

でも、2年程して、渡りの時期になった頃、突然、夜中にガアガア泣くんですね。で、ひょっとして…と思って小屋から出してやったら、バサバサッと飛び立ちました。追いかけていくと、空の上の方で、何回も何回も旋回して…仲間の鳴き声が増えましてね、「ああ、いっちゃんんだな…」って思いました。他にもフクロウやメジロ、シジウカラも飼いました…みんな、友達でした。

— そうでしたか…高校時代もその石屋さん？

高1までです。中3の時、そこも子宝に恵まれ、この頃から揉め事が増え、ついにヤルヤラレルの刃傷沙汰になりました。「あっちゃん、逃げて～！」と養母が間に入ってくれて…教会に逃げ込んで…。泣きながら「もう…帰らなくていいよ…」と、養母から言われ、そのまま小3までいた叔母の家へ。事情を聞いた叔父は「うちで暮らしたらいい」と、私を受入れてくれました。

そこからです。私は叔父の兄が経営する工務店でアルバイトをさせてもらいながら学費を貯め、真剣に大学進学を目指しました。人生で初めて、真面目に勉強をしましたね～。その甲斐あって無事に広島大学に入学できました。嬉しかったですね…。

— 広島大学では、何を？

文学部、フランス文学です。その頃はほぼ文学青年でね(笑)。ソルボンヌ在住の伯母がいて、その人を頼ってフランスに行きたかったのです。近くの教会でフランス語を習い、フランス人旅行者の通訳なんかもしました。授業料免除、奨学金が頼りの貧乏学生にとっては、いい実入りだったんです。でもね…同じ寮の奴らが嗅ぎつけて「池内～、今日は通訳する日やな～飲みに行こう！」ってね。だいぶ、飲み代に消えました(笑)。

それから、文芸部に入って小説を書いたんですが、それが朝日新聞の同人誌評に取り上げられて、そこから映画化の話がきたり…。



— 映画の原作ですか！？

「うず潮に育つ子」という短編でしたが、結局ぼしゃりました。でもそれがきっかけで、ラジオにエッセイを書く依頼がきましてね。「ラジオ深夜便」というエッセイの朗読と音楽の15分番組。当時の有名な俳優、牟田貞三と藤間紫が読んでくれるというので、気合が入りましたね～。月に2本、2年程やりましたが、好評だったそうです。他にも家庭教師なんかもやりながら、大学4年間はあっという間に過ぎていきました。

— 卒業後はどうされたんですか？

広大に大学院ができる話があったのですが、予算の関係で実現せず、大阪大学の研究科に入りました。そこに教えにいられていた京大の本城先生の授業が面白くてね。古典フランス喜劇、モリエールの話にはま嵌りました。そこで京大受験を決意、猛勉強しました…生涯で一番勉強したと思います。

— で、京大に行かれたのですか？

いえ、残念ながら…。京大を受験し、論文・面接は合格、次に手続のための健康診断で…結核になっていることがわかりました。少し前から何度か吐血してたんですが、まさか私とは…。悔しかったけど、しょうがありません。入学は辞退、高槻の療養所で療養生活に入りました。



幸い、その頃には結核特効薬のストマイが普及していましたから命は助かりました。1年半の療養が終わって…これからどうしようと考えましたが、もう一度あの猛勉強をやる気力も体力もありませんし、どこか勤めないとな…と思っていたところ、出版社に勤めていた大学の先輩が「清文社」の社長を紹介してくれて就職したんです。その時、26歳になっていました。

— 清文社といえば税務関連専門の出版社ですね…



昭和46年頃 清文社で

はい。国税局や納税協会の本といえば清文社でした。私も納税協会の担当になって長い間「納税月報」を編集しました。「税金の手引」類や納税協会会員向けの小冊子、租税教育用のテキスト「まんがでわかる税金」なども作りました。当時は「会社にいるより国税局にいる方が長いなあ」と言われるようになって…藤本清一先生や尾崎三郎先生などと知り合いました。その人脈が今に生きているんだと思います。

— 藤本先生は多筆ですよ～

はい。藤本先生には沢山の本を書いていただきました。国税局におられた時はよく丁々発止のやり取りをしたんですよ～。例えば、「〇×式医療費控除…」の本では、「国税では〇×は出せん」と言われ、「では、〇×の下にコメントをつけましょう」と提案し、校正の時には「これ面白い」と…(笑)。平成7年の阪神大震災時に震災対策本部長になられた時は、災害特別措置を次々出されて…、すごい人やなあと思いました。

— 実務出版を設立されたのはいつでした？

平成10年秋でした。清文社のオーナーは懐の深い方で大変お世話になったのですが、84歳で他界されました。その頃私も体調がすぐれなくて…「静養します」ということで退職させてもらいました。すると、どこで聞きつけたのか、藤本先生が「医院・歯科医院の税金ハンドブック」の原稿を自宅にポーンと送って来られたんです。しかも「来年の確定申告に使いたいんや」と。

これは大変！と、慌てて今の事務所を借り、机も何も無い部屋に家からゴザを持ち込んで、寝そべて編集をしたのが始まりです。

— バブル崩壊の影響がじわじわ来だした頃ですね…

最初はあつという間に資金が0になりました。でも、今までお付き合いのあった方々から声をかけてもらったり、いろんな方と知り合いになって…。開業間もなく、藤本先生から「幸先生はすごい人やからしっかり付いていけ」「旦那はちょっと変わってるけど(笑)、頭が切れる。何かやらはるから」と紹介して頂きました。

— ええ～っ！ そうだったんですか～

清文社でも、幸先生は藤本先生と共著の本「やさしい演習実務簿記」を出しておられたでしょう。光行先生にはその後「社福簿記ワークブック」を皮切りに次々本を出していただいて、非常に助かっています。光行先生は、一切直さなくていい唯一の先生です。見開きで読み易いようレイアウトまで指定されます。しかも文章も語り口調を書き言葉にされるから非常に分かりやすいんです。要約してかつ分かりやすい文章にするのが一番難しいのです。誰も真似できません。

— 資産税実務研究会も長くされていますね…

平成17年、山本和義先生と奥村眞吾先生が、国税局を退官された尾崎三郎先生の豊富な税の知識を披露してもらおう、ということで発足しました。税理士会の認定研修にもなって、今年の9月で89回になりました。

— 錚々たる先生方ばかりですよ～

振り返れば本当に、いい方々との出会いに恵まれました。人生、いろんなことがありましたが、よく生き延びて育ってきたなあ、と、その有難さをすごく感じます。

私は、とにかく「役に立つもの」ならぜひ出したいんです。誰もやっていない隙間のところを突いていきたい。必然的に“ボランティア出版”になるんですが(笑)、この先も、自分の守備範囲でぼつぼつやっていきます。

池内さんの友人で同じ名張在住の中山登貴さん、池内さんファンの砂川と私の3人でお話を聞きましたが、インタビュー終了後は大作映画を観たような感動に浸りました。お世話役をしておられる、オオムラサキや螢を育てる会、花見つけ会、メダカの里etcのお話をされる時のお顔は「池内少年」そのものになっておられました。



『自由』の桎梏

所長 林 光行

私(林光行)の母校である高津高校の100周年記念誌に、文章を寄稿させていただきました。しかし、今春に出された記念誌では、手違いで意図したものとは少し異なる文章となっていました。恐縮ですが、皆様にお読みいただきたかった文章を掲載させていただきます。なお、下の文章は「真面目に」「お祝い気分」少しふざけて書いたものです。結びの「自由の意味を問うては…」の一節などは、心理学者フランクルのパロディーです。「くすっ」と笑ってお読みいただきましたら幸甚です。

『自由』の桎梏 / 断片

19期生 林 光行

高津高校で耳にした言葉、「自由と創造」。「創造」の意味は何となく想像できる。しかし、「自由」とは何か、よく分からない。

「自由には責任が伴う」という先生のお言葉は意味不明だった。今に至り、それはフランス人権宣言やカントの純粹理性批判等を念頭にしたものではなく、高津生の「放縦」に悩まされて発せられた言葉だったと、了解できる。

その頃、Freedom や Libertyの感覚で「自由」を捉えていた私は、「自由」の内実を理解しようと苦労した。お蔭で高校二年生の夏(1965年)には、E. フロム「自由からの逃走」の難解な日本語訳に付き合うこととなった。

65年2月、原水協・原水禁分裂、米軍ベトナム「北爆」開始。同4月、ベ平連発足。同6月、日韓基本条約締結…。学生運動は新左翼・全共闘運動にシフトしつつあった。

大阪の高校では、60年安保後の「大阪高校生連合」を継いだ「自治会懇談会」が細々と続くも、65年には、大手前高校マル学同中核派「反戦高協」成立、市岡高校民青同分裂等々を経て崩壊。高津自治会にも反戦高協への参加要請はあったが拒否。一人々々が、自分の目で見、自分の頭で考えたかった。高津は「民青×反民青」のような党派闘争の埒外にあった。

65年の秋から冬、自治会会長だった私は、自治会執行部に対する

訓告処分阻止に忙しかった。高津における戦後民主主義の最後の蠕動だったと思う。4期後の後輩が第4インター影響下(と評されている)、ゲバ棒片手に下味原で逮捕されるなど夢想だにしなかった。

30年後の95年、母校並びに府立高校PTA会長として三国丘高校訪問。往年の高津生を彷彿させる自由闊達な振舞いに瞠目。その源泉を問うに校長先生曰く、「自主自立が校是。生徒は、自ら考え、決断し、行動します」。衝撃だった。

今、私は理解する。「自由」の意味を問うてはならない。「自由」の側から問われているのだ。

お前は、今、自由に生きているか?

読み返してみれば、修文したい箇所が目につきませんが、原文のまま掲載させていただきました。

‘自由’は高校生時代以来、私には重い課題でした。明治時代に Freedom あるいは Liberty を翻訳するに当たって‘自由自在’の‘自由’が当てられたようですが、どうも語感が異なります。

ネオ・フロイド主義者と評されている E. フロムは、自由には「××からの自由(Free From ~)」と「××への自由(Free For ~)」とがあると書いていたと記憶しますが、今の私は、‘自由’とは「自分の意思で、主体的に責任を持って選択することである」と考えています。

フランクルが、アウシュビッツ収容所の中にあっても、「そこで自分自身がどのように人生を生きるか」

を選び取ることができたように、常に選択する自由は残されています。インドの思想家であるバグワン・ラジニーシ風と言うなら、「環境や状況に拘わらず、今、自分が幸福であるか不幸であるかを選ぶことができる」のだと思います。

そのような自由は、自分自身が放棄しない限り、誰からも奪われることはありません。

自由でいるために、固定観念にとらわれないこと、事実を事実として受け止めること、論理を磨くこと、何よりも、目を見開いて意思を堅固に持つことに努めたいと思います。

(編集部注) 桎梏とは
辞書では「桎梏」を、「手かせ・足かせ」「自由を束縛するするもの」などと説明しています。



読者の皆様からのお便り

❁ シェアリングレター57号をお送りいただき、ありがとうございました。創立四十周年、おめでとうございます。久しぶりに泉和幸先生のご寄稿を拝読致しました。まだまだお元気なご様子に安心を致しました。



貴事務所の益々のご発展を願っております。

昌平塾 内田 昌之 様

❁ 「林事務所創立40周年記念号」を拝見させていただきました。記念式典及び祝賀会の出席者各位からの祝辞等を読んで感じることは、我々職業会計人として、最も大切なクライアントさんとともに事業を継続してこられた証が出ているようで敬意を表する次第です。また、林さんを始めとして事務所の皆さんがチームワークを大切にされてきたからこそだと思っています。

お送り頂くレターには、事務所の活動の記録が示されていてとても素晴らしいことだと思っております。一般的によくある既成の「事務所ニュース」などは、一方通行な内容が多く、記事もそれほど重要なものはありませんが、「シェアリングレター」では関係者とのコミュニケーションが記載されていて、会計事務所が忘れていた視点を気づかされる時もあります。

独自路線を進まれている林光行さんの努力の成果が40周年の歩みにつながったように思っています。これからも発展継続されますよう祈念申し上げます。

公認会計士 三馬 忠夫 様

❁ 創立40周年、おめでとうございます。

ご夫婦が同じ方向を向いて精進された成果が大きな人様との繋がりになってみごとに花を咲かせたのではとの思いを強く感じました。



高津の役員会でのお二方にお会いしての私の印象は間違っていなかったと自負いたしました。だってまたお会いしたいなーと思ってしまうものです。

奈良市 八幡 淑子 様

❁ シェアリングレター57号巻頭の光行様の言葉、感動しました。「元気で働ける間は働いて、働きながら死ぬ」「元気でさえおれば、いつまでも、一生懸命働きたい。働いて、多くの皆様と喜びを分かち合う。そういう人生を、歩み続けたい」。すばらしい。

実は私も最近そう思っています。私も77歳になりましたが、毎日朝から家を出て忙しくしています。

全くのボランティアですが、地域の自治会の花見会や七夕、夏祭り、スポーツ大会、餅つき、バス旅行、年末夜警、焼き芋大会など諸行事のお世話、高齢者向けのふれあい喫茶や乳幼児とそのお母さん対象の子育て支援などなど。仕事をしている時より忙しいのではないのと思うくらいです。最近は少々体がきつくなり、もういい加減に代わってほしいと思うのですが……。でも、私で役に立つ間は精一杯やろうと思うようになりました。自ら楽を選んで呆けるのはやめにしよう。

いつもシェアリングレターを読ませていただき、いいお仕事をなさっていらっしゃるなあと、嬉しく思っております。特に今号では、いろんな方の祝辞を通じてお二人の来し方が語られており、貴事務所の経営理念をあらためて知らされた思いです。ほんとによく頑張っておられましたねえ。心からの拍手を送ります。

記念講演のたんぼぼ福祉会理事長様のお話も心にしました。会計や税理とは無縁の私ですから、ほとんど飛ばし読みですが、所々の記事でお二人のお人柄が表れているような文章に出会って心ななむ思いをしております。どうか、これからもお元気でいいお仕事が続きますよう、陰ながら応援させていただきます。

元高津高校教師 升井(村上) 久子 様

❁ 今号で一番印象に残ったのは小坂様の「障害のある人たちと歩み続けてきた50年」でした。



(1)鍵をかけないことで信頼関係が作れる。(2)様々な人が入れるようにすると人間らしい営みが生まれる。(3)一番重い人たちは一番お金がかかる。効率を求めて閉じ込めて動かさないようにすると悪循環になる。

これは障害者だけのことではないと思いました。いわゆる心に問題のある人、またはそうなっていく人の原因の一つにもかかわることだと感じました。特に(3)は高齢化が進むにつれ、一般の人にも言えることでしょう。色々考えるきっかけをいただきました。

「超カンタン! 決算書の見方」の記事も楽しく読みました。例えが生活に密着していることなのでとても興味深いです。ちなみに「知識ゼロでも2時間で決算書が読めるようになる」(佐伯良隆著、高橋書店)は人間の体に例えていて分かりやすかったですね。ご主人の方がずっと面白く分かりやすそうですね。幸さん作詞の「BS科目の歌」も何回かしっかりと歌いましたよ。

東京都品川区 岩崎 正秀 様

✿ この度のレターは、貴事務所の40周年記念号との事、誠に喜ばしい限りにて“継続は力なり”の実践を見事に具現化された先生に深甚の敬意を表します。

実は、記事にあった故中村弘樹先輩は、大学時代及び会計研究会の、私が尊敬する一年先輩にて、何かとお世話に為りました。同氏が当時所属していた監査法人栄光会計事務所が大阪に事務所を開設した折に、一緒にやらないかとお誘いを受け、ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所(現あずさ監査法人)からの転職可否に大いに悩んだ記憶があります。当時は会計の世界でもアメリカが輝いており、同国に興味があり結局お断りしました。

その後、研究会立ち上げの折のお誘いも、業務が超多忙ゆえ御断りした先輩の言う事を聞かない後輩でした。若し先輩のお誘いに応じていれば、林先生とは40年以上前にお近づきになれたと残念に思っています。

私事ながら昨年80歳を機に現業の世界から身を引いたのですが、先生の“働きながら死ぬ”との生きかたに先生の人生観を見た気がいたし、且つ尊敬します。

これからもご健勝にてのご活躍を願っています。

公認会計士 五郎川 康 様

✿ 40周年記念号ご恵与下さり、有難うございました。林先生の巻頭謝辞、興味深く、拝読いたしました。「元気で働ける間は働いて、働きながら死ぬ」…法人化もお考えのようですが、会計事務所とゴーイング・コンサーンについて、改めて考えさせられました。

税理士 杉野 義博 様

✿ 経営基礎講座の5期で林先生夫妻と出会い、39期に再受講しました。晩秋開講の経営基礎講座は、苦手の夜道を歩く試練も、苦手な事業開業の試練も併せて、それらを乗り越える絶好の機会だったかもしれません。

最寄りの駅から真っ暗な道を歩くと、20年前にはなかった家々に明かりがついていました。最初の時の自信满满怖いもの知らずの面影なく、震える迷子の子羊のよう。それを自覚しての再受講でした。



「ドリルを買いに来る人はドリルがほしいのではない。穴をあけたくて来る」etc、講座で教わった言葉が、マイ事業“セラヴィ”の道しるべ。夜の家々に明かりが灯って、往来の人の足元を照らしているようなそんな灯りに思えます。

セラヴィ 次田 路代 様



読者の皆様からのお便り

✿ 5月にがんで他界した母は帯津三敬病院の帯津良一先生にお世話になりました。「いのちのエネルギー」を高めていくには「ときめき」が大切であり、ときめくことで免疫力が上がり、自然治癒力が高まる、と話される83歳の帯津先生は執筆や講演活動もされながら元気いっぱい！患者の選択を尊重し、いつも前向きな声をかけてくれました。抗がん剤を使わない選択をした母は漢方薬を飲み、気功をしながら大好きな仕事を続けていました。同院でがんを克服した患者の会の皆さんのお話を聞くことも大きな励みになっていました。

また、がん経験者でもあるリボン洞戸の船戸崇史先生は、「そのために生まれてきた」といえる「本来で本当の自分」、「ありのままの自分」へ生まれ変わるよう、がんは「生き方の転換」を呼びかけていると考えておられました。そして免疫力を高める生活習慣についても教えていただきました。



人間をまるごと診るホリスティック医療を実践している二人の先生との出会いにより、母は前向きにがん向き合うことができました。母との別れは寂しいですが、母の病を通して出会えた人々に感謝しています。

上海在住 工藤 美和子 様

✿ 40周年記念号をお送り頂き有難うございます。「シェアリングレター」は読み易く、話言葉的なので肩が凝らず、楽しく余す事なく全部読み、勉強になります。

今後も変わらず貴事務所の益々のご発展と両先生の健康とご多幸をお祈り致します。

大阪市北区 島本 孝子 様

✿ 昔甘酒売りをしていた西村です。夢見る夢子ちゃんだった私は、2006年に開業支援講座を受講しましたが、開業には至らず、サラリーマンを続けています。

シェアリングレターはいつも端から端まで読ませてもらっています。40周年記念号では、記念式の感動が紙面から強く伝わってきました。

読んでみると、先生方の愛溢れるお仕事40年続き、受け継がれて、またお客様の幸福に貢献されていることがよくわかって感動して涙が出ました。

京都市 西村 さおり 様

多くのお便りを有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。



第104回経営倶楽部のご案内

※ 以前のご案内より日程、会場、テーマが変更となっております

今回の経営倶楽部は、社会保険労務士 松井一恵先生による「中小企業の働き方改革」です。具体的内容や、社員の満足度も会社の業績も上がる取り組み方について、豊富な経験を基に分かりやすく教えて頂きます。是非とも多くの皆様のご参加をお待ちしております（本誌11頁参照）。

- 講師 Office M 社会保険労務士・CFP 松井 一恵 先生
 - テーマ 中小企業の「働き方改革」～満足度も業績も上がるやり方指南～
 - 日時 2019年10月26日(土) 講演会：午後1時30分～5時 懇親会：午後5時30分～
 - 場所 講演会：社会福祉指導センター4階研修室1 会費 講演会：5,000円 懇親会：4,000円
- ❖第105回経営倶楽部は令和2年2月8日(土)を予定しております。
❖お問い合わせは ⇒TEL06-6772-7770 ⇒ info@share.gr.jp まで



◆◆ 社会福祉法人会計簿記 第15回 認定試験は、2019年12月1日(日)です ◆◆

申込期限は10月31日。詳細は ⇒「一般財団法人 総合福祉研究会」<http://www.sofukuken.gr.jp/>

⇒受験用学習教材には ▼▲ 社会福祉法人会計 簿記テキスト ▼▲

《入門編・初級編》《中級編》《上級(簿記会計)編》《上級(財務管理)編》
 ※社会福祉法人会計基準について、全く初めての方でも理解できるように、基本的な考え方を簡潔でわかりやすく解説しています。また、実務で役立つ例題や、練習問題を多数収録して、社会福祉法人会計を体系的に学習することができます。
 ※初級編・中級編・上級編は、六訂版が出版されています。会計基準省令に準拠した内容となっていますので、実務でも安心してご活用いただけます。



退職のご挨拶

マイペースで仕事をし、趣味や遊びの時間ももちたいと贅沢なことを考え、今年12月末日をもちまして林光行事務所を退職いたします。平成元年4月入所から勤続期間は30年を越えました。このように永く勤めることができましたのも皆様に支えて頂いたからだと感謝しております。在籍中に税理士試験合格、事務所旅行など楽しい思い出も多々ありますが、やはり一番は、ヘルプスになるくらい苦勞しましたが、本の執筆ができたことです。今後も林事務所グループの一員でありたいと望んでおります。引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。 税理士 古田 茂己

YUKIのつやめき

★経営基礎講座で、林(光行)は「手段・目的体系」の話をし、目的の下に手段があり、その手段を達成するための手段…というツリー状の図です。麴町中学校長 工藤勇一さんの著「学校の当たり前をやめた」には、学校での最上位の目的は「社会の中でより良く生きていけるようにする」ことであり、その手段として「自律する力を身につける」、その手段として「学校の当たり前をやめる」となったことが書かれています。「対立はあって当たり前。上位目的を見据えて対話すれば合意形成を図れる」。結果、宿題・定期考査・固定担任制を廃止、「全員が楽しむ」目的を掲げた生徒主導の体育祭なども実現したそうです。最上位目的は何か、そのための最適手段は何か…に基づいて話し合う。そんなふうになれば対立は恐くない！ 勇気づけになりました。

★10数年前のこと、税理士会の研修講師が「これからは少数の能力の高い濃密な関係を築く層と代替可能な労働力を提供する層に分かれる。代替可能な労働者層には必要最低限の教育でいい」という趣旨の発言をしていました。

これは英米及び日本の政策決定に影響を与えている新自由主義的な考え方です。福祉も教育もほぼ全ての分野を市場原理に委ね、自由競争の中で会社も個人も淘汰される。結果は、一部企業の取り巻きに富と情報が集中し、多くの人は個人個人に分断され、貧困化するでしょう。

それって張子の国では？と思います。国土も狭く資源も少ない日本は、人こそが大切な資源です。国民が賢く主体的に考える教育を受けることこそ国力を上げることだと思います。そして、国民の一人一人が幸せになること。それが国の最上位目的ではないのでしょうか。 (幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所	公認会計士・税理士 林 光行	税 理 士 林 幸
大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットビル	税理士・中小企業診断士 前田 有太可	税 理 士 古田 茂己
〒 543-0073	http://www.share.gr.jp/	税 理 士 林 竜弘
TEL 06-6772-7770	FAX 06-6772-7740	税 理 士 小林 匠
	公 認 会 計 士 草加 美香	

☆シェアリングレターのモットーは「わかりやすく役に立つ・生の情報と声・気さくでざっくばらん」などです。
 ☆ご意見・ご感想や日頃感じておられることなどお寄せください。次号は2020年3月に編集予定です。
 ☆購読料をカンパして頂ける方は、林光行事務所の郵便振替口座までお願い致します。⇒口座番号00950-3-14499